

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経済部農業水産課

番号 39

許認可等の内容		占用料等の還付の承認
根拠法令及び条項		茅ヶ崎漁港管理条例第12条第5項ただし書き
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	1 地震、津波、地滑り等により占用等の許可を受けた区域、施設が著しく変形したとき。 2 公共性が高い事業により許可を受けた占用等の行為をすることが不可能になったとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成13年 4月 1日設定(平成24年12月10日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 10日(休日は含まない)
	設定等年月日	平成13年 4月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)